

公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、公的資金による事業再生支援が公正かつ自由な競争を阻害するおそれがあることに鑑み、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する指針の策定等について定めることにより、これらの者の対等な競争条件の確保を図り、もって国民経済の健全な発達の促進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公的資金による事業再生支援」とは、株式会社企業再生支援機構その他有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の事業の維持更生又は再生を支援することを目的に政府（政府が出資する法人を含む。以下この項及び次項において同じ。）が出資して設立された法人（当該目的に係る業務を行う法人であって政府が出資するものを含む。）であって政令で定めるもの（以下「事業再生支援法人」という。）が当該目的に係る業務として行う次に掲げる行為をいう。

一 当該事業者に対して金融機関等（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二

条に規定する金融機関等をいう。以下この項において同じ。）が有する債権の買取り又は当該事業者に対して金融機関等が有する貸付債権の信託の引受け

二 当該事業者に対する資金の貸付け（社債の引受けを含む。）

三 当該事業者に対する金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証

四 当該事業者に対する出資（当該事業者の株式の取得を含む。）

2 極めて大規模な災害によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であつて被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものの事業の再生を支援することを目的に政府が出資して設立された法人が当該目的に係る業務として行う前項各号に掲げる行為は、公的資金による事業再生支援に含まれないものとする。

3 この法律において「公的資金再生事業者」とは、公的資金による事業再生支援を受けた事業者をいう。  
(指針の策定)

第三条 公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第一条の公正かつ自由な競争の促進を図るため、次に掲げる事項を勘案し、公的資金再生事業者と同

種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な事項に関する指針を策定するものとする。

一 公的資金による事業再生支援が当該公的資金再生事業者の事業を維持更生し、又は再生するために必要最小限のものであるかどうか。

二 競争条件に対する影響を最小限とするため必要な措置が講じられているかどうか。

(事業再生支援法人の責務)

第四条 事業再生支援法人は、公的資金による事業再生支援を行うに当たっては、前条の指針を勘案するものとする。

(関係行政機関の長の責務)

第五条 関係行政機関の長は、公的資金再生事業者又は同種の業務を営む事業者に対し処分等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分及び同条第六号に規定する行政指導をいう。次条第一項において同じ。）を行うときは、第三条の指針を勘案するものとする。

(事業再生支援法人及び関係行政機関の長に対する勧告)

第六条 公正取引委員会は、第三条の指針に照らし公的資金による事業再生支援又は公的資金再生事業者若しくは同種の業務を営む事業者に対する処分等が適切に行われていないと認めるときは、事業再生支援法人又は関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

2 公正取引委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 事業再生支援法人及び関係行政機関の長は、第一項の規定による勧告に基づき講じた措置について、公正取引委員会に通知しなければならない。

(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第七条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「生じた法人」の下に「(公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律(平成二十四年法律第 号)第二条第三項に規定する公的資金再生事業者(附則第二十二條第二項において「公的資金再生事業者」という。)を除く。)」を加える。

附則第二十二條第二項中「連結親法人」の下に「（公的資金再生事業者を除く。）」を加える。

## 附 則

### （施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七條の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

### （経過措置）

第二條 第七條の規定による改正後の経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第十四條第二項及び第二十二條第二項の規定は、公的資金再生事業者の第七條の規定の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以降に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以降に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、公的資金再生事業者の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

第三條 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 理由

公的資金による事業再生支援が公正かつ自由な競争を阻害するおそれがあることに鑑み、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保を図るため、これらの者の対等な競争条件の確保に関する指針の策定等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。